秋田県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年 7月 21日

秋田県後期高齢者医療広域連合長 穂 積 志

秋田県後期高齢者医療広域連合規則第3号

秋田県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する規則の一部を改 正する規則

秋田県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する規則(平成20年3月 28日規則第2号)の一部を次のように改正する。

第14条第1項第1号中「はり、きゅう及びあんま・マッサージの施術に係る療養費の取扱いについて(平成9年12月1日保険発第150号厚生省保険局医療課長通知)の別紙1及び別紙2」を「はり師、きゅう師及びあん摩・マッサージ・指圧師の施術に係る療養費の支給の留意事項等について(平成16年10月1日保医発第1001002号厚生労働省保険局医療課長通知)の別添1及び別添2」に改め、同項第2号中「秋田社会保険事務局長」を「東北厚生局秋田事務所長」に、「平成11年10月20日保発第144号」を「平成22年5月24日保発0524第2号」に改め、同号を同項第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 前号に掲げる申請において、往療料の支給を受けようとするときは、往療料一覧(様式第38号)を提出しなければならない。

第15条第1項中「後期高齢者医療療養費支給申請書」を「後期高齢者医療移送費支給申請書(様式第39号)」に改める。

第20条中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 被保険者が死亡している場合は、支給対象者の相続人代表者(以下「相続人」 という。)に支給を行う。この場合において、相続人は、後期高齢者医療高額 療養費支給申請書兼申立・誓約書(様式第40号)を提出しなければならない。 第32条を第34条とし、第21条から第31条までを2条ずつ繰り下げ、第 20条の次に次の2条を加える。

(高額介護合算療養費)

- 第21条 省令第71条の9及び第71条の10第1項の規定による申請書の 様式は、高額介護合算療養費等支給申請書兼自己負担額証明書交付申請書の様 式は、(様式第41号)によるものとする。
- 2 被保険者が死亡している場合は、支給対象者の相続人に支給を行う。この場合において、相続人は、申立・誓約書(様式第42号)を提出しなければならない。
- 3 広域連合長は、第1項の規定による申請書を受理したときは、速やかに支給 又は不支給を決定し、後期高齢者医療給付支給決定通知書又は後期高齢者医療 支給申請却下通知書により当該被保険者に対し通知するものとする。

(自己負担額証明書の交付申請)

- 第22条 省令第71条の10第1項の規定による自己負担額証明書の交付申請の様式は、高額介護合算療養費等支給申請書兼自己負担額証明書交付申請書によるものとする。
- 2 省令第71条の10第2項の規定による自己負担額証明書の様式は、後期高齢者医療自己負担額証明書(様式第43号)によるものとする。
 様式第28号(第20条関係)を次のとおり改める。

後期高齢者医療高額療養費支給申請書

被保険者番号				氏 名				
生年月日	明治人正昭和	年 月	日	性別	男・女	電話番号		
下記の)とおり、	療広域連合 高額療養費 終等により、	の支給を申		· =	計は、相殺し	,てのま	を承諾いた
	年	月申請者	日住所	₸	-			
			氏名				ED	
振 込 先	金融機	と関コー	銀 行信用金庫信用組合協同組合		· :舗 コ	本店・支所	預金種別	普 通 当 座 その他
□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□	<u> </u>			-		右討		- λ

	本請求に基づく高額療養費の受領を下記代理人に委任します。													
委	平成	年	月	日										
 任	申請者	(委任者)	氏 名		. 🗊									
欄		代理人	住 所											
11113		(受任者)	氏 名											

口座名義人が申請者と異なる場合にご記入ください。

口座名義人カナ (カタカナで記載願います) 様式に次の6様式を加える。

様式第38号

往療料一覧 (平成 年 月分)

被保険者番号	施術者氏名					
患者名	往療日数合計	Е				
住 昕	往春料全額合計	Д				

日付	起 点	と な る 場 所 住所	距離	基礎	金額A	加算	金額B	計
				2.0				
,								
3								
)								
2								
3								
ļ								
5								
3								
,								
3								
)								
)								
2								
3								
l								
;								
5								
,								
						-		
	合	計						
備考								

後期 高齢 者医療

移送費支給申請書

受作 決定		平成 平成		年 年	月 月		∃									
	保険	者番号	를					i	移受	被	保険者	氏名				
	被保	険者番	号						送け をた		生年月	I B		年	月	B
傷	.	病	名									i 又 は 年月日		年	月	B
傷	病	の原	因													
移	3 送	経	路										移送距	離		Km
移	送	方	法								移送	年月日		年	月	B
付	片 添	۱۱	が	付汤	えの氏	名										
あ	5 つ 1	た場	合	付汤	えんの住	所										
		は負傷 第三者		第三	き者の氏	名										
		ポニロ よる場		第三	書の住	所										
移	送に	要した	費用	額				円								
	_			-												
宝支				額 額				円円								
支	Z 1	給 :	金	額		預	1:	円 普通	lan-			銀行	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	占・本		
支	Z 1		金	額	座振込	預金種	2:	円	lan-			農協	支属	吉・本	店	
支	支	給 払区分	金 	額	座振込	預金種別	2: 3:	円 普通	lan-			農協 信組	支 <i>际</i>	吉・本	:店 :店	
	支	給 :	金	額	座振込	金種	2:	普通当座	lan-	 臓人 jナ)		農協	支 <i>际</i>	吉・本	:店 :店	
支	支金融	給払区分機関コール 機関コールを番号	金 - ド - ・・	朝 口.	座振込 - - - - -	金 種 - 別	2: 3: 4:	普通当座	 加タカ	ナ)	請いた	農協 信組 金庫	支 <i>际</i>	吉・本	:店 :店	
支	支金融	給払区分機関コール 機関コールを番号	金 - ド 号	朝 口.	-	金 種 - 別	2: 3: 4:	普通当座	 加タカ	ナ)	請いた	農協 信組 金庫	支 <i>际</i>	吉・本	:店 :店	
支	金融 口上記	給 :: 払区分 機関コロ 1座番号 のとおり 平成	金 - ド け)に移	額 ロル 送に要	- 要した費用	金種 別 目に関	2: 3: 4: する証:	普通当座	 加タカ	ナ)	請いた	農協 信組 金庫	支 <i>际</i>	吉・本	:店 :店	
支	金融 口上記	給 :: 払区分 機関コロ 1座番号 のとおり 平成	金 - ド け)に移	額 ロル 送に要	- - で で で で で で で で で 	金種別	2: 3: 4: する証:	普通当座	 加タカ	ナ)	請いた	農協 信組 金庫	支 <i>际</i>	吉・本	:店 :店	
支	金融 口上記	給 :: 払区分 機関コロ 1座番号 のとおり 平成	金 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	額 ロル 送に要	-	金種別目に関連合長	2: 3: 4: する証 日 様 〒	普通当座	 加タカ	ナ)	請いた	農協 信組 金庫	支 <i>ī</i> 支 <i>ī</i>	吉・本	:店 :店	
支	金融 口上記	給 :: 払区分 機関コロ 1座番号 のとおり 平成	金 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	び は は は は は は は は は は は は は は は は は は は	-	金種別	2: 3: 4: する証 日 様 〒	普通当座	 加タカ	ナ)	請いた	農協 信組 金庫	支 <i>际</i>	吉・本	:店 :店	
支	金融 口上記	給 :: 払区分 機関コロ 1座番号 のとおり 平成	金 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	び は は は は は は は は は は は は は は は は は は は	-	金種別目に関連合長	2: 3: 4: する証 日 様 〒	普通当座	 加タカ	ナ)	請いた	農協 信組 金庫	支 <i>ī</i> 支 <i>ī</i>	吉・本	:店 :店	
支払金融機関	金融 口上記	給 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	金 - ド け)に移 道 (論 (論 (論 (論 (論 () () () () () () () () () ()	額 ロル 送 年 齢 請 i i i i i i i i i i i i i i i i i i	-	金種別に連ま、連ま、連ま、連まのは、	2:3:4:	円 普強座 「() 書数		1ナ) えて申	請いた	農協 信組 金庫 します。	支 <i>ī</i> 支 <i>ī</i>	吉・本	:店 :店	
支払金融機関	支 金融 口 記 本	A M M M M M M M M M M M M M M M M M M M	金 - ド け)に移 道 (論 (論 (論 (論 (論 () () () () () () () () () ()	額 ロ	-	金種別に連ま、連ま、連ま、連まのは、	2:3:4:	円 普強座 「() 書数		(大) えて申		農協信組金庫します。	支 <i>ī</i> 支 <i>ī</i>	吉・本	:店 :店	
支	支 金融 口 記 本	給 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	金 - ド : : : : : : : : : : : : :	額 ロ	-	金種別に連ま、連ま、連ま、連まのは、	2:3:4:	円 普強座 「() 書数		(大) えて申		農協信組金庫します。	支 <i>ī</i> 支 <i>ī</i>	吉・本	:店 :店	

後期 高 齡 者 医 療 高 額 療 養 費 支 給 申 請 書 兼 申 立 ・ 誓 約 書

		V ///	.,	14, 14, 14, 14, 14, 14, 14, 14, 14, 14,	<i>**</i> ** ~ <i>*</i>	24 dB 1	P14 P1 / 14	J. 77 B W	-	
被保険	食者番号					ガナ 険者 名				
生 年	月日	明治 大正 昭和	年月	日	性	別	男·女	電話番号		
po Ř E	なお、対 ます。 私は、木 皮相続人に 申請なお理を な処理を	期高 お調 は は は は は は は は は は は は に ば と は は は な と は は な と な と な と な と な と な と	高等 人期頃人を 及療よ し齢行対し 申 で	費、 、医こまえ 者)の相 上療としま 日 住 氏 氏 死給す 被付申は。	をべ 相費し、 カーカー し申き 続(立私 所 ナ 名 た請事 人高て(由が生 (死亡 ((((((((((((((((((じた場合 した療の確) が 責 ー の続 杯	験者) 死亡 保に関する を持って異	後におけ 法律第 5	6条)の
	金 至番号 至名義人	: 融 機 カナ	関 コー	銀 行 信用金庫 信用組合 協同組合 - ド	Į.	店 {	舗 コ -	本 店 支店・支所 - ド	預 金 種 別	普 通当 座
委任欄	平)	成 年 者及び申 (委 ⁴ 代	三 月	氏名 _	領を下	記代理	人に委任	こします。		@ @

※口座名義人が申請者及び申立者と異なる場合にご記入ください。 (被保険者死亡時用)

高額介護合算療養費等支給申請書兼自己負担額証明書交付申請書

申請対象	申請対象年度 申請区分 1.新規 2.変更 3.取下げ (保険者等記入欄) 支給申請書整理番号																
申請形	態	1.計算期間末日以降	発申請 (期間中死亡・生保	適用・海外移位	注者なし) 2.	計算期間末日	以降申請(期間中死亡	者あり) 3.計算期	期間末日以	以降申請(期	月間中生保 適	i用・海	外移住者あり	4.死亡・	海外移住等計算	期間中申請
フリガラ	는 3				生年月日		生性別計算期間の始期及び終期										
		ı					国民健康保険資	格情報									
1	保険者	者番号	被保険者証記	被保険	き番証番号	続柄 ************************************	_	保険都	当名称				加入	期間			
							1.世帯: 2.擬制世帯: 3.世帯:	‡									
	後期高齢者医療資格情報 保険者番号 被保険者番号 広域連合名称 加入期間																
1	保険者	者番号		被保険	者番号			広域	連合名称	1				加入	期間		
	介護保険資格情報																
1	保険者	者番号		被保険	者番号			保	倹者名称					加入	期間		
支給7 2.口原		±¬	△□座 入 欄	金融機関]] 	店館	舗コード 種目 1 . 普通預金 2 . 当座預金 9 . そ の 他		口座番号		- 口座名 (フリナ					振	込先口座 管理番号
		保	険者名			加入期間		添付	の自己負	担額証明	明書整理	播号 備考欄					
保	1																
保資者加	2																
加入	3																
入 歴	4																
;	5																
上	5																
		人中											目		枚中		枚目

申立・誓約書

				平水	4	H	
秋田県後期高齢者医療	広域連合	音長 様	ŧ				
			₹				
申立者	住	所					
(相 続 人 代 表 者)	シメイ	カナ					
	氏	名					
						ЕП	
	電話	番号					
			_	_			
死亡した被	保険者と	の続柄					

私は、相続人代表として、下記被相続人(死亡した被保険者)死亡後における、被相続人に係る後期高齢者医療給付費(高齢者の確保に関する法律第56条)の申請、請求及び受領を行うことを申し立てます。

なお、他の相続人に対しましては、私(申立者)が責任を持って異議のないように 処理することを申し添えます。

(死亡した被保険者の住所)				
〒 -				
 (死亡した被保険者の氏名)				
	(平成	年	月	日死亡)
被保険者番号()			

印

樣

秋田県後期高齢者医療広域連合長

後期高齡者医療 自己負担額証明書

下記のとおり証明いたします。

フ		リ	ガ		T																
出					名																
生	:	年	月		田											性		別			
自己	己負担	額証	明書	整理都	番号																
保	険	耆	1	番	号						証	明文	4	象	年	度				年度	Ę
被	保	険	者	番	号																
対	象と	なる	3 計算	算期	間				É	F	月	日	~			年	月		B		
計被	算 期 保険:	月間 者で	にま	î い た期	て l間				ź	Ŧ.	月	日	~			年	月		日		
診	}	療	年		月	自	己	負	担	額						/ 摘	İ				要
				月分	•										/	/					
				月分	•																
				月分	,																
				月分											,						
				月分																	
				月分										/							
				月分																	
				月分								/	/								
				月分																	
				月分																	
				月分							1										
				月分							/	,									
		È	+																		
											-										

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第14条第1項第3号の規定は、 平成22年9月1日から施行する。